

第1章 計画の策定にあたって

【1】社会的背景と策定の趣旨

1 健康づくりを取り巻く社会的背景

我が国は、医療技術の進歩や生活環境の改善等を背景として、世界でも有数の長寿国となり、本格的な人生100年時代を迎えようとしています。

今後、2025年（令和7年）には団塊の世代が後期高齢者となり、2045年（令和27年）には、高齢者の人口がピークを迎え、介護や医療の需要が増大していくことが見込まれています。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワーク、オンライン会議等ライフスタイルに新たな変化をもたらした一方で、外出自粛等により日常生活が制限されたことで、運動不足、ストレスの増加等心身の健康に大きな影響を与えました。

また近年では、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、腎臓病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の生活習慣病や要介護（要支援）者の増加、経済問題や人間関係を含めたストレスから引き起こされる心の健康の問題等が生じています。

誰もが健やかで、心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するためには、「健康寿命」の延伸と「健康格差」の縮小を実現するための取組が必要です。誰もが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、自然に健康になれる環境づくり、自らの健康情報が入手・活用できる基盤整備が必要です。また、これからの健康づくりは、ライフステージごとの取組を継続するとともに、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の視点を持って、取り組んでいく必要があります。

2 策定の趣旨

本市では、国や広島県の考え方を踏まえ、健康づくりと食育、自殺対策をより効果的に進めていくために、2018年（平成30年）3月に「福山市健康増進計画2018」「福山市食育推進計画2018」「福山市命とこころを育む計画2018」の3つの計画を一体的に「ふくやま健康フクイク21いきいきプラン2018」として策定しました。

また、2020年（令和2年）には、高齢者が生き生きと活躍できる健康長寿社会の実現をめざし、フレイル予防に取り組むため「福山市フレイル予防推進計画2020」を策定しました。

計画では、「市民自らが健康づくりに取り組み、だれもが健やかでいきいきと暮らせるまちをめざします」を基本理念とし、市民と関係団体、行政が協働し、健康の保持・増進に向けた啓発活動をはじめ、個人や家庭、地域における日常的で主体的な健康づくりの推進、生活環境の改善に向けた取組を推進してきました。

これらの計画の期間満了に伴い、「ふくやま健康フクイク21いきいきプラン2018」で定めた目標の達成状況や新たな健康課題、社会背景等を踏まえ、2024年度（令和6年度）からの新計画を策定します。

【2】国や広島県の動向

1 健康日本21（第三次）等

国においては、2024年度（令和6年度）からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））の開始にあわせ、「健康増進法」第7条第1項の規定に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（以下「新基本方針」という。）」を公表し、2035年度（令和17年度）までの健康日本21（第三次）を推進することとされました。

「新基本方針」は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示しています。

【国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向（要旨）】

（1）健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差^{※1}の縮小を実現する。

（2）個人の行動と健康状態の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防及び合併症の発症や症状の悪化等の重症化防止に関して、取組を進める。

また、誰一人取り残さない健康づくりの観点から、生活習慣病の発症予防及び重症化予防だけではなく健康づくりや、生活機能の維持・向上の観点も踏まえた取組を推進する。

（3）社会環境の質の向上

就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、人々がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境やこころの健康を守るための環境の整備を行うことで、社会とのつながり、こころの健康の維持及び向上を図る。

健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進する。

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として、保健・医療・福祉等へのアクセスの確保に加え、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）をはじめとする自らの健康情報を入手できるインフラ整備、科学的根拠に基づく健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築や周知啓発の取組を行うとともに、多様な主体が健康づくりに取り組むよう促す。

(4) ライフコースアプローチ^{※2}を踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、各ライフステージ^{※3}に特有の健康づくりについて、引き続き取組を進めるとともに、ライフコースアプローチについて、健康づくりに関連する計画等とも連携し、取組を進める。

※1 地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。

※2 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。

※3 乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。

資料：厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」(2023年(令和5年)5月31日)より作成

【 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（要旨） 】

国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、2023年(令和5年)10月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を全部改正し、歯・口腔に関する健康格差の縮小、歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・維持・向上、定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健の推進、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を基本的方針と定めました。

市町村が基本的事項を定めるにあたって、関連する計画と内容が重複する場合には一体的に策定することが可能とされており、本市では、健康増進計画と一体的に策定しています。

資料：厚生労働省「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部改正について」(2023年(令和5年)10月5日)より作成

2 食育推進に関する国の動き

国においては、2021年(令和3年)3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化等、食育をめぐる状況を踏まえ「生涯を通じた心身の健康を支える食育」「持続可能な食を支える食育」「新たな日常やデジタル化に対応した食育」の取組を推進することとされています。

【 第4次食育推進基本計画の基本的な方針（要旨） 】

- 国民の健全な食生活の実現を目指す。
- 社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指す。
- 社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築する。
- SDGsの考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進する。
- 行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。

資料：農林水産省「第4次食育推進基本計画」より作成

3 自殺対策に関する国の動き

国においては、2016年（平成28年）に「自殺対策基本法」を改正し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進するため、市町村による自殺対策計画の策定を義務化しました。

2022年（令和4年）10月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

【自殺総合対策大綱（概要）】

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進する。 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。 4 実践と啓発を両輪として推進する。 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する。【新設】
数値目標	2026年（令和8年）までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）。

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱」（2022年（令和4年）10月14日）より作成

4 広島県の動き

広島県では、2017年度（平成29年度）に「健康ひろしま21（第2次）」の中間見直し及び「第3次広島県食育推進計画」の策定、2020年度（令和2年度）に「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画（第2次）」の中間見直しを行い、取組を進めていますが、2023年度（令和5年度）に3つの計画が期間の満了を迎えるため、現在、次期計画の策定が進められています。

また、2023年（令和5年）3月に「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」を策定し、2027年度（令和9年度）までを期間として、「生きる支援が日本一充実している県」をめざし、自殺対策を推進しています。

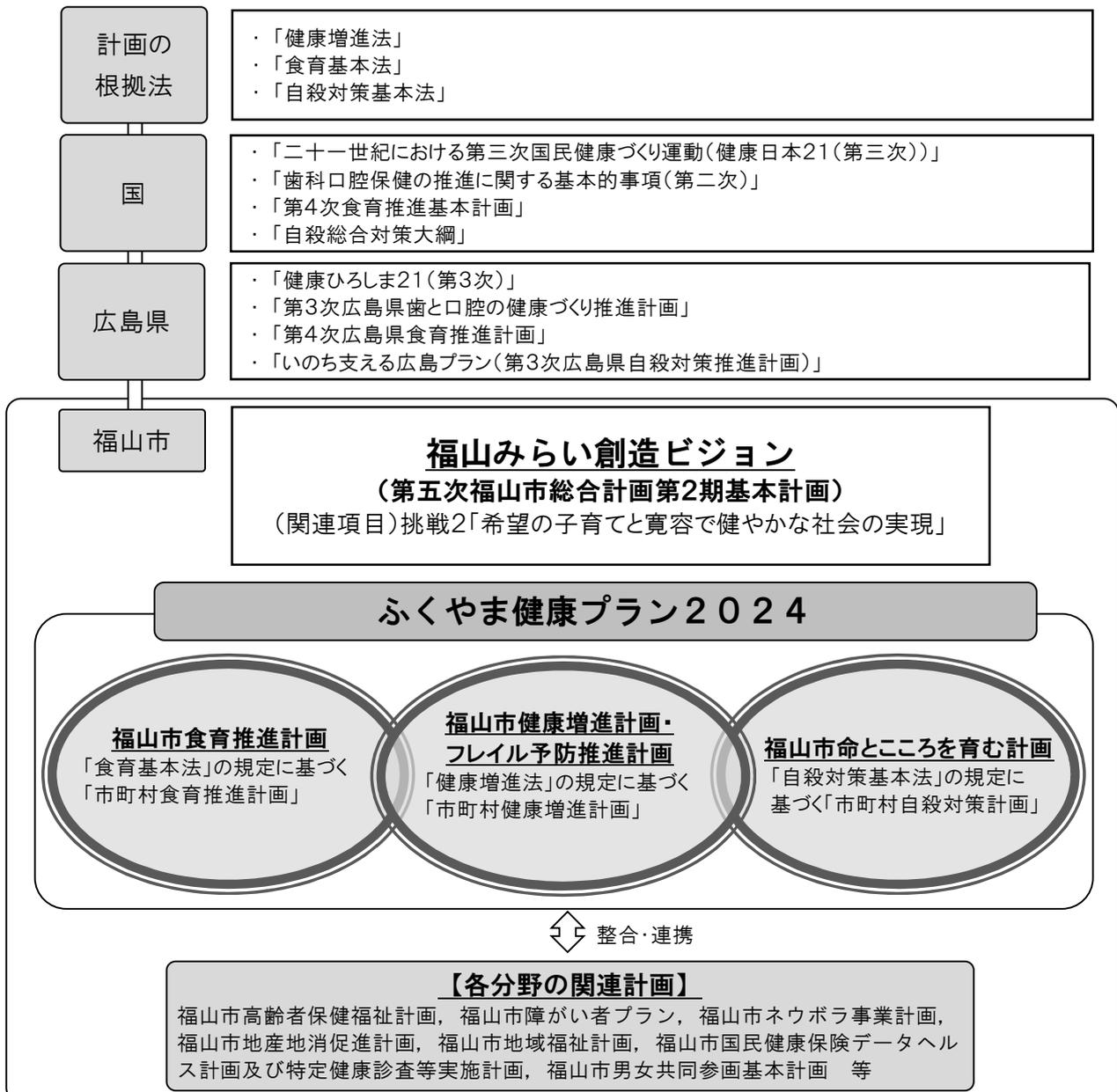
【3】計画の概要

1 計画の位置付け

「福山市健康増進計画・フレイル予防推進計画」は「健康増進法」第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、「福山市食育推進計画」は「食育基本法」第18条に基づく「市町村食育推進計画」です。また「福山市命とところを育む計画」は「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

「健康増進計画」における「食生活」に関する分野は、生活習慣の改善のための取組として位置付けられているとともに「食育推進計画」の施策と密接な関連があります。また「こころの健康づくり」の分野は「自殺対策計画」の施策と密接な関連があります。

本市では、最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」の方針に従って、関連する他の計画との連携を図りながら、健康づくり施策及び食育推進施策、自殺対策施策を推進するために「健康増進計画・フレイル予防推進計画」及び「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体的に策定し、相互に連携、調整を図ります。



2 SDGsにおける位置付け

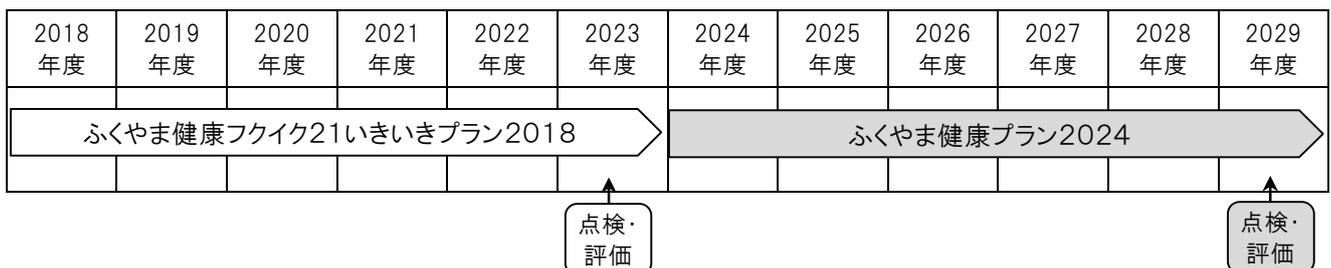
本計画は、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に位置付けられ、この10の目標達成に向けて取組を進めていきます。

【関連する目標】



3 計画の期間

本計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間とします。最終年度には、それまでの取組の点検・評価を行い、次期計画につなげます。



4 計画の策定方法

計画の策定にあたって、市民の健康づくり、食育、こころの健康に関する意識や実態を把握し、「福山市健康増進計画2018」「福山市食育推進計画2018」「福山市命とこころを育む計画2018」「福山市フレイル予防推進計画2020」で掲げた目標の達成状況を評価するため、各年代の市民を対象とする「市民健康意識調査」を実施しました。

この調査結果や各種統計数値等から、健康づくりや食育推進、自殺対策、フレイル予防に関する施策や取組等を評価し、課題抽出や今後の方向性等について、「ふくやま健康・食育市民会議（フクイク21）」の意見を踏まえ、計画案を作成しました。

また、本計画は、市民が主体的に取り組む内容であることから、計画案を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を反映し、計画を策定しました。

【 参考 2023年度（令和5年度）市民健康意識調査実施数 】

No.	対象者	調査方法	配付数	有効回収数 (有効回収率)
1	1歳6か月児保護者	郵送配付・健診日回収	419	285(68.0%)
2	3歳児保護者		433	271(62.6%)
3	5歳児保護者	保育所等を通じた配付・回収	260	249(95.8%)
4	小学3年生(本人)	学校を通じた配付・Web回答	304	265(87.2%)
5	小学6年生(本人)		319	271(85.0%)
6	中学2年生(本人)		319	319(100.0%)
7	高校2年生(本人) *高校2年生相当年齢の人	郵送配付・郵送回収 又は、Web回答	300	126(42.0%) [郵送:88(29.3%) Web:38(12.7%)]
8	小学3年生(保護者)	学校を通じた配付・回収	304	300(98.7%)
9	小学6年生(保護者)		319	304(95.3%)
10	中学2年生(保護者)		319	280(87.8%)
11	20歳以上	郵送配付・郵送回収 又は、Web回答	5,000	1,816(36.3%) [郵送:1,390(27.8%) Web:426(8.5%)]
合 計			8,296	4,486(54.1%)